

三木市公契約条例 平成 30 年度 労働報酬下限額一覧表

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,070	普通船員	2,190
普通作業員	2,050	潜水士	3,670
軽作業員	1,350	潜水連絡員	2,650
造園工	2,150	潜水送気員	2,580
法面工	2,540	山林砂防工	2,430
とび工	2,540	軌道工	3,780
石工	3,210	型わく工	2,490
ブロック工	2,780	大工	2,320
電工	2,160	左官	2,340
鉄筋工	2,340	配管工	2,090
鉄骨工	2,250	はつり工	2,480
塗装工	2,460	防水工	2,460
溶接工	2,580	板金工	2,320
運転手(特殊)	2,140	タイル工	2,380
運転手(一般)	1,890	サッシ工	2,490
潜かん工	3,240	屋根ふき工	2,360
潜かん世話役	3,830	内装工	2,560
さく岩工	2,550	ガラス工	2,380
トンネル特殊工	3,220	建具工	2,260
トンネル作業員	2,460	ダクト工	2,150
トンネル世話役	3,650	保温工	2,420
橋りょう特殊工	3,020	建築ブロック工	2,500
橋りょう塗装工	3,140	設備機械工	2,480
橋りょう世話役	3,500	交通誘導員A	1,410
土木一般世話役	2,410	交通誘導員B	1,170
高級船員	2,750		

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、890円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。